

## よくある質問と回答

Q 1. 所持する教員免許状の有効期限（修了確認期限又は有効期間の満了の日）は令和5年3月31日ですが、更新講習の受講や更新等の申請は必要ですか？

A 1. 有効期限が令和4年7月1日以降の方は、**更新等の手続は必要ありません。**  
手続なく有効期限のない免許状となります。

Q 2. 本来の有効期限は令和4年3月31日でしたが、有効期限延期（延長）の手続を行っています。  
延期（延長）後の有効期限は令和5年3月31日ですが、更新講習の受講や更新等の申請は必要ですか？

A 2. 延期（延長）後の有効期限が令和4年7月1日以降の方は、**更新等の手続は必要ありません。**  
手続なく有効期限のない免許状となります。

Q 3. 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）を所持していますが、今まで教員としての勤務がありません。  
（または修了確認期限時点で現職教員等ではありませんでした。）  
「休眠」状態に当たる場合、再授与の申請は必要ですか？

A 3. 「休眠」状態であれば、**再授与の申請は必要ありません。**  
令和4年7月1日以降は、手続なく有効期限のない免許状となります。

Q 4. 令和4年6月30日までに更新講習を受講し終えていましたが、教育委員会へ申請をしていませんでした。  
令和4年7月1日以降も更新の申請は必要ですか？

A 4. 令和4年7月1日以降は**更新の手続は必要ありません。**  
有効期限が令和4年7月1日以降の方は、お持ちの免許状に記載された期限に関わらず手続なく有効期限のない免許状となります。

Q 5. 免許更新制廃止に関する情報を報道等で見聞きしましたが、所持する免許状が現在も有効なのか判断しかねています。  
このまま島根県で講師募集などに応募し、学校で勤務することが可能でしょうか？

A 5. お持ちの免許状及び更新等に係る証明書をご準備の上、免許担当までお問い合わせ下さい。  
免許状の種類、授与年月日、更新等の手続の有無や修了確認期限の日の状況などをお伺いし、有効か確認させていただきます。  
**有効であれば、そのまま島根県の臨時的任用教育職員等に応募していただく事が可能です。**  
無効であっても、簡素な手続による再授与の申請を行っていただいた上で、応募していただくことが可能です。